会社法第八百十条第二項	同条第三項	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項
		保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第三項

第十七条の十六の表第八十二条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同表第八十二条第四項の項を削る。

第三十条の三中「おける同法」を「おいては、同法（第十二条第一項第一号、第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条第二項第二号、第五十一条第一項、第百二十八条、第百二十九条第一項第二号及び第三項並びに第百三十条第一項を除く。）」に、「（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおり」を「中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「日本における主たる店舗」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「代表者」とあるのは「日本における代表者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条の表第一条の三の項を次のように改める。

第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	日本における主たる店舗

第三十条の三の表第十二条第一項の項から第二十五条第三項の項までを削り、同表第二十七条の項を次のように改める。

第二十七条	商号の登記は	名称の登記は
	商号が	名称が
	商号と	商号又は名称と
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	日本における主たる店舗
	商号の登記に	商号又は名称の登記に
	営業所の	営業所（会社にあつては、本店）又は主たる事務所の

第三十条の三の表第四十四条第二項第二号の項中「事務所」を「日本国内における事務所」に改め、同表第百二十九条第一項第一号の項、第百三十八条第一項の項及び第百三十八条第二項の項を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称
第五十一条第一項	本店	日本における主たる店舗

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十一号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（船主相互保険組合法施行令の一部改正）

第一条　船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三百十条第六項及び第七項」を「第三百十条第七項」に改め、同項の表第三百十条第六項の項を削る。

第四条中「第三百十条第六項及び第七項」を「第三百十条第七項」に改め、同条の表第三百十条第六項の項を削る。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条の見出し中「法等」を「法」に改め、同条第一項中「及び第三十八条の二第四項」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項の表第三十八条の二第四項第三号の項を削り、同条第二項を削り、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とし、第十三条から第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号中「若しくは第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項若しくは第八百十六条の六第一項」に改める。

第十三条第一項第二号中「第十四条第一項第一号ワ」を「第十四条第一項第一号カ」に改める。

第十四条第一項第一号ツ中「ソ」を「ツ」に改め、同号中ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、同号ヨ中「ワ」を「カ」に改め、同号カ中「ヲ及びワ」を「ワ及びカ」に改め、同号中カをヨとし、ワをカとし、ハからヲまでをニからワまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　株式交付